

納税ニュース

平成 23 年 9 月 15 日 第 39 号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-7754

不動産の公売参加のご案内

鹿嶋市・神栖市で以下のとおり、合同公売を実施します。
皆様のご参加をお願いします。

【公売物件一覧】

売却区分番号	K23-2	神栖 23-01	神栖 23-02
執行機関	鹿嶋市	神栖市	神栖市
見積価額	2,000,000 円	7,000,000 円	320,000 円
公売保証金	200,000 円	700,000 円	40,000 円
財産種別	土地 建物	土地 建物	田
財産所在地	鹿嶋市鉢形字本内 963 番 13 鹿嶋市鉢形字本内 963 番 6	鹿嶋市大字平井字鹿島道南 1329 番 23	神栖市田畑字苅野 13 番
土地の地積	98 m ² 18 m ²	181.88 m ²	991 m ²
建物の床面積	〈車庫・作業所〉 木造 セメント瓦葺 2 階建 1 階 34.70 m ² 2 階 21.48 m ²	〈居宅〉 木造 瓦葺 2 階建 1 階 48.85 m ² 2 階 41.40 m ²	
その他	上下水道の引込可能 昭和 61 年新築	平成 19 年 12 月新築。電気・上水道 整備済。所有者が占有している。	買受適格証明書の 提出を要す。
お問合せ先	鹿嶋市納税対策室 TEL：82-2911 【代表】 HP：http://city.kashima.ibaraki.jp/	神栖市総務部納税課 TEL：90-1136 【直通】 HP：http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/	
入札 日時 会場	1. 公売の種類 2. 公 売 日 3. 公 売 会 場	不動産の期日入札 平成 23 年 11 月 8 日（火） 受付開始：午後 0 時 50 分 神栖市溝口 1746 番地 1 神栖市保健・福社会館 2 階研修室	

納期限のご案内

9月30日（金）

- 固定資産税第3期
- 国民健康保険税第5期
- 後期高齢者医療保険料第3期

10月31日（月）

- 市県民税（住民税）第3期
- 国民健康保険税第6期
- 後期高齢者医療保険料第4期
- 介護保険料第4期



※納期限を過ぎると、**年利 14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から 20 日を過ぎると督促状が送付され、督促手数料 80 円が加算されます。

お知らせ

納税対策室では、市税等の未納者に対して10月19日（水）に**催告書**を送付します。催告書は、滞納額の明細が載っていますので、ご確認後、納付をお願いします。差押中、分納中の方にも送付します。催告書の期限内でも滞納処分をすることがありますので、早めの納付をお願いします。

東日本大震災により被災された皆さんへ

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方が病院で診察を受けた場合、医療費の一部（1～3割）を病院で支払っていただいておりますが、今回の震災で被災された方で、以下の要件に該当する場合、その医療費の免除を受けることができます。**免除を受けるには、『一部負担金免除証明書』の申請が必要です。**尚、国保・後期高齢者医療保険制度以外の方は、現在加入されている健康保険にお問合せください。

免除対象者

鹿嶋市国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方で、東日本大震災により以下の①～⑦のいずれかに該当する方、および特定被災区域から転入した方。

- ① 住家が『り災証明書』で全壊・大規模半壊・半壊した方
- ② 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な疾病を負った方
- ③ 主たる生計維持者が行方不明となっている方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、休止した世帯
- ⑤ 主たる生計維持者が失職したため現在収入が無い方（雇用保険受給者は除く）
- ⑥ 福島原発の計画的非難区域及び緊急避難準備区域に指定された住民の方
- ⑦ 福島原発の特定非難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

免除になる医療費（一部負担金）

- ① 一部負担金（医科、歯科、調剤、入院）
 - ② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額
 - ③ 保険外併用療養費、療養費、訪問介護療養費、特別療養費の一部負担金相当額
- ※差額ベッド代、病衣代などは対象となりません。

免除の期間

平成23年3月11日～平成24年2月29日まで

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費は、別途、厚生労働大臣の定める日まで。


※一部負担金等免除証明書が手元に届く前に医療機関で受診している場合、**還付の手続き**をしてください。

申請に必要なもの

- ①り災証明書
- ②保険証
- ③印鑑
- ④領収書
- ⑤通帳等
- ⑥領収書（一部負担金の還付申請をする場合）

※り災証明の申請手続と市税等の減免の申請はお早めに!!!

国民健康保険一部負担金免除証明

国民健康保険一部負担金等免除証明書			
記号	鹿	番号	
世帯主	住所		
	氏名		
対象被保険者	氏名		
	生年月日		
特例の内容及び有効期間	○一部負担金の免除 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	○入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額の免除 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
上記のとおり証明する。 平成 年 月 日			
茨城県 鹿嶋市			
電話 国保年金課 0299(82)2911代			

【申請場所・お問合せ先】

国保年金課 国保年金グループ
TEL：82-2911
内線：331～333